

## VI. 取下げ願いについて

### 1. 提出後の届出の取り消しについて

届出を行った後、その届出を取り消すには「**取下げ願い**」を提出します。

取下げ願いは、事業者からの申出による場合と、行政側の内容確認の結果による場合があります。

過年度分の取下げ願いについては、5年前の届出分まで提出可能となります。それ以前の届出に対する取下げ願いは受け付けておりません。

複数の届出物質の中で1物質以上（届出物質数未満）を取り下げる場合は、「取下げ願い」ではなく「変更届出書」を提出してください。

### 2. 取下げ願いについて

取下げ願いは、原則、**当初の届出と同じ方法**（例えば、電子による届出で届出を行った場合は、取下げ願いも電子による届出）で行ってください。同じ方法で取下げ願いができない場合は、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

### 3. 電子による取下げ願い

具体的な作成（入力）方法は「P R T R届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

### 4. 磁気ディスクによる取下げ願い

#### (1) 取下げ願いファイルの作成方法

「P R T R届出作成支援プログラム」を使用して元の届出ファイルから、取下げ願いファイルを作成します。具体的な作成（入力）方法は、「P R T R届出作成支援プログラム簡易操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien.html>

なお、「P R T R届出作成支援プログラム」は提供を終了しておりますので、当該プログラムをお持ちでない場合は、書面による取下げを行ってください。

#### (2) 取下げ願いの方法

(1)により作成した取下げ願いファイルを保存（記録）した「**磁気ディスク本体**」（提出者氏名又は名称、事業所の名称、提出年月日を記載したラベルを貼付したもの）、作成した取下げ願いファイルを印刷し（「**取下げ願い**」）、都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。（この2つを提出します。）

## 5. 書面による取下げ願い

### (1) 取下げ願いの作成方法

取下げ願いは、経済産業省、環境省及びNITEのHPか、「都道府県等のPRTR担当窓口」から入手することができます。入手した取下げ願いに必要な事項を記入してください。

### (2) 取下げ願いの記入例

<p style="text-align: center;">取下げ願い</p> <p style="text-align: right;">*① △△年△△月△△日</p> <p>*② 経済産業大臣（神奈川県知事）殿</p> <p style="text-align: right;">*③ 〒100-0013 届出者住所 <u>東京都千代田区霞が関1-2-2</u> 届出者名称 <u>霞ヶ関株式会社</u> (ふりがな) <u>だひひょうとりしまりやくしやちよう かんきよう たろう</u> 代表者役及び氏名 <u>代表取締役社長 環境 太郎</u></p>	
<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、以下のとおり取下げいたします。</p>	
事業所の名称	藤沢第一工場
把握年度	2014年度
取下げの理由 *④ 例:①取扱量が要件未満 ②対象物質の取扱なし ③業種が対象外 等	取扱量が1トン未満のため
担当者 (問い合わせ先)	部署 環境安全部管理第一係
	(ふりがな) かがく はなこ
	氏名 化学 花子
	電話番号 0466-xx-xxxx

### (3) 取下げ願いの記入要領

#### ①『提出日』

○取下げ願いを窓口へ提出する日（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

#### ②『あて先』

○元の届出書と同じ届出先（大臣）、同じ都道府県等（提出先）を記入してください。（例：  
経済産業大臣 神奈川県知事、環境大臣 横浜市長）

○「（個人名）経済産業大臣」、「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などは記入しないでください。

○あて先は大臣、都道府県知事等それぞれ1つ記入してください。

#### ③『届出者』※提出日（届出日）時点の情報を記入してください。

○住所（法人にあっては登記上の本社等の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください（ふりがなを忘れずに）。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず明記してください。届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

#### ④『取下げの理由』

○取下げ願いの理由を明記してください。

記入例には次のような場合などが考えられます。

- ・取扱量が1トン未満のため
- ・対象業種でなかったため
- ・事業者全体の常用雇用者数が20人以下であったため（届出対象事業者でなかったため）